

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

静岡県 御殿場市
令和8年1月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、99,900ha(年平均9,990ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和5年度から令和12年度までの8年間で47ha(年平均6ha)の間伐を行うことを、本御殿場市特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			
御殿場市森林組合	R5	静岡県	御殿場市	神山	64 へ 6,10	0.60	ヒノキ	60	164		列状間伐	50	30	①	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
NPO地域活力創造センター	R6	静岡県	御殿場市	東山	36 い 34~36 ろ 18~19	2.27	スギ・ヒノキ	65他	942		列状・定性	330	35	⑨	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
NPO地域活力創造センター	R6	静岡県	御殿場市	東山	36 ろ 11~14 16,20,21 27~31	1.80	スギ・ヒノキ	68他	624		列状・定性	219	35	⑩	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R7	静岡県	御殿場市	深沢	27 い 11,12,14~20	0.80	スギ・ヒノキ	59他	64		列状・定性	19	30	⑪	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R7	静岡県	御殿場市	印野	11 い 1,2-1 2-2,3~6 14,15-1 16~22 11 は 16~20, 21-1,21-2	5.30	スギ・ヒノキ	66他	2,150		列状間伐	645	30	⑤	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R7	静岡県	御殿場市	印野	11 ち 1~8,10, 12~16,19	1.56	スギ・ヒノキ	47他	660		列状間伐	198	30	⑫	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R8	静岡県	御殿場市	東田中	35 ろ 19~21, 24,25,27, 30,32	4.10	ヒノキ	67他	232		列状・定性	70	30	⑬	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R8	静岡県	御殿場市	神山	65 と 6~9 11~16 65 ち 17 65 り 1~4	5.12	スギ・ヒノキ	76他	1,542		列状間伐	463	30	④	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R10	静岡県	御殿場市	印野	11 と 10~11, 12,12-1 13~14,19	3.03	スギ・ヒノキ	51他	1,242		列状間伐	373	30	⑥	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R11	静岡県	御殿場市	印野	12 へ 2~5 7~10 12~25 37,38	4.08	スギ・ヒノキ	46他	974		列状間伐	293	30	⑦	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R12	静岡県	御殿場市	神山	65 ち 22 65 り 9~13,15 65 を 1,2 65 わ 1~5, 7~11 65 か 1~6	5.08	スギ・ヒノキ	76他	1,542		列状間伐	463	30	③	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R12	静岡県	御殿場市	神山	64 に 4, 8, 9	7.84	ヒノキ	71他	3,131		列状間伐	940	30	②	○	美しい森林づくり 基盤整備事業
御殿場市森林組合	R12	静岡県	御殿場市	印野	13 ろ 1~4 13 は 7~11,16 13 へ 2, 3 13 と 4, 5 7~14	5.63	スギ・ヒノキ	47他	1,946		列状間伐	584	30	⑧	○	美しい森林づくり 基盤整備事業

※枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)~(6)も同じ。

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業 実施年度	所在場所				造林 面積	造林の内容						対図番号又 は 林小班名	交付金 希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班		うち人工造林			うち天然更新						
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新 面積	天然更新 時期				天然更新 樹種
該当なし																

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業 実施年度	所在場所		内容	交付金 希望	備考
		都道府県	市町村(郡)			
該当なし						

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班		開設延長	幅員				
御殿場市森林組合	R5	静岡県	御殿場市	64	へ 6,10	静岡県	御殿場市	64	へ 6,10	作業道A	168.0m	3m		①	○	美しい森林づくり基盤整備事業
NPO地域活力創造センター	R6	静岡県	御殿場市	36	い 34~36 ろ 18~19	静岡県	御殿場市	36	い 34~36 ろ 18~19	作業道B	229.5m	3m		⑨	○	美しい森林づくり基盤整備事業
NPO地域活力創造センター	R6	静岡県	御殿場市	36	ろ 11~14 16,20,21 27~31	静岡県	御殿場市	36	ろ 11~14 16,20,21 27~31	作業道C	348.0m	3m		⑩	○	美しい森林づくり基盤整備事業

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班					
該当なし										

※土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院1/25000地勢図相当の図面又は1/5000森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
森林所有者の森林経営意欲が低い地域においては、森林所有者に代わって、意欲と実行力のある林業事業者が森林経営を行っていきけるよう森林経営の受委託を促進していく。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。
森林GIS等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析等を進め効率的な森林施業の推進に努めていく。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関する事。
傾斜等の自然条件、木材集材及び搬出の作業効率等、地域の特性に応じて、林道や作業道などを適切に組み合わせた路網整備を推進していく。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
低コスト作業システムの構築のため、地形及び樹種等に適応した高性能林業機械の導入を支援していく。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。
コンテナ苗の活用等により、造林保育の低コスト化を推進していく。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。
市内の木材生産・製材業者等と協働し、公共建築物をはじめ、民間公共施設、事業所等へ情報提供するなど、需要喚起を促していく。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。
長期的な木材需要に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用推進に努めていく。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関する事。
林業従事者の育成のための研修等に対する助成を検討していく。

(2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。
間伐や路網作成等を適切に行える現場技術者等及び林業事業者の育成、当該林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に努めていく。